

平成 17 年度観光政策

第 1 章 訪日促進を中心とする国際観光交流促進のための戦略的取組

1 ビジット・ジャパン・キャンペーンを中心とした日本の魅力の戦略的な P R 活動

(1) ビジット・ジャパン・キャンペーン事業

平成 17 年度からは、重点市場として、従来の韓国、米国、中国、香港、台湾、欧州（英国、ドイツ、フランス）に加え、潜在的訪日外客数が多いと見込まれるオーストラリア、カナダ、シンガポール及びタイを新たに対象とし、国・地方・民間共同による国を挙げてのキャンペーンである「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を展開する。

各重点市場ごとの旅行市場としての特性に応じて、以下の施策等を組み合わせて日本の魅力を P R するとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成の促進を図る。

魅力的な訪日ツアー商品の造成支援

海外メディアを活用した効果的な広報宣伝事業

国際観光博覧会への出展及び商談会の実施

ジャーナリストの訪日取材招請等メディアセールスの展開

ウェブサイトでのキャンペーン情報の発信 等

(2) 国際観光振興機構による広報・宣伝活動

「JNTO ウェブサイト」では、最新かつ魅力ある日本の観光情報を 6 言語で世界に発信する。

また、海外の宣伝事務所を活用して、旅行会社、メディア向けのセミナーの開催、報道関係者の招請等による日本紹介記事・番組制作の支援を地方公共団体、民間等関係者と協力して実施する。

(3) 在外公館等による日本の紹介活動

在外公館や国際交流基金を通じて、日本の魅力や観光地等の紹介活動を積極的に展開する。また、海外におけるわが国の国際放送の一層の充実を図る。

2 訪日外国人の受入・交流の促進

(1) 外客接遇向上の観点から、地域限定通訳ガイド資格の創設を含む通訳ガイド制度の見直しを行うとともに、観光案内所等の情報提供手段及び観光情報の内容等についてのガイドラインの策定、観光関連の人材育成を図る。

また、案内標識の設置主体等の連携した取組を促進し、外国人にとって分かり易い案内標識の整備を推進するための調査・検討を行う。

(2) 姉妹都市提携を希望する外国の都市の地方自治体への情報提供を通じた姉妹都市交流の拡大を図るとともに、ビジット・ジャパン・キャンペーン等において、姉妹都市交流の観光への活用を促進するため旅行商品造成等の関連事業を行う。

また、訪日外国人のホームステイを促進するためのホストファミリー希望者の登録制度等やワーキング・ホリデー制度の情報提供の支援や広報活動を実施する。

(3) 国際観光振興機構による、近隣アジア諸国及び豪州からの修学旅行の誘致促進事業を行う。

(4) 国際コンベンションの一層の振興を図るため、誘致の促進、開催の円滑化を柱とした、国際コンベンション開催決定権者の招請等の総合的な施策を講じる。

(5) 2005 年日本国際博覧会（「愛・地球博」）での政府出展事業では、趣向を凝らした展示等を実施するとともに、日本の文化や観光等の P R を実施する。

(6) 東アジア地域の複数都市において共通に利用できる交通系 IC カードの実現に向け、17 年度は特に訪日観光客の多い近隣国の調査等を実施する。

- 3 外国人旅行者の訪日の円滑化
出入国管理、査証発給手続、検疫の迅速化、通関等の適正・迅速化等を図る。
- 4 世界の国々との観光交流強化の取組
平成17年は、既存の二国間協議の取組を活用していくほか、日韓友情年を契機とした観光交流イベント等に参加する。
また、世界観光機関（WTO）等の国際機関が行う観光関係の活動に協力するとともに、開発途上国への観光分野での国際協力を実施する。

第2章 国民の観光旅行促進のための取組

1 休暇取得促進の啓蒙活動

- (1) 平成16年6月に「長期家族旅行国民推進会議」が取りまとめた報告書を踏まえ、政府広報やパンフレットの配布等を通じて、長期家族旅行の普及・定着に向けた啓蒙活動を実施する。

2 国民の旅行需要の喚起

- (1) 幕張メッセにて開催される旅の総合見本市「旅フェア2005」(平成17年4月)を後援する。
- (2) 地理情報システムの導入支援等観光情報提供の高度化を図る。
- (3) 都市と農山漁村の共生・対流の推進を図り、「オーライ！ニッポン会議」の活動支援を行う。
- (4) 社会のトレンドや旅行者ニーズの多様化を踏まえ、「団塊の世代」と呼ばれる層への「ゆとり重視の長期滞在旅行」等の推進を図る。

3 日本人海外旅行の円滑化施策

- (1) 出入国管理の適正・円滑化、海外での感染症予防対策及び検疫の迅速化、通関の適正・迅速化等に努める。

第3章 観光交流空間の形成に向けた取組

1 観光地の魅力の向上

- (1) 観光カリスマ塾の実施のほか、平成17年度からは観光ルネサンス事業として、観光地域づくりに関する基礎調査、民間を主体とした地域観光振興組織が行う情報提供事業や人材育成事業等への補助を行い、地域と行政が一体となった観光振興の取組を総合的に支援する。
- (2) 観光をテーマにした都市再生活動や、構造改革特区の提案、地域再生に向けた取組等に対して、更なる支援措置の実現に向け対応する。
- (3) 地域の魅力を集約しインターネットで公開している「発見！観光宝探しデータベース」の掲載内容の充実を図る。
- (4) グリーン・ツーリズム、エコツーリズム、サイクルツアーやフィルムツーリズムの推進を図る。
- (5) ものづくりの体験学習や工場見学等の産業に関する技術等の資源を用い、地域内外の人々の交流を図る産業観光の振興を図る。
- (6) 北海道において、美しく個性的なドライブ環境や地域環境づくりを目指す「シーニックバイウェイ北海道」の本格展開を推進するほか、活力に満ちた農山漁村の形成に資する「わが村は美しく - 北海道」運動を推進する。

- (7) 沖縄において、新たに、バリアフリー観光の推進などの支援に取り組むとともに、観光人材の育成等を支援する施策を引き続き実施する。このほか、エコツーリズムの推進、世界遺産の周辺整備や、体験滞在型交流の促進等観光客の多様なニーズに対応するための施策の推進に努める。
- (8) 豪雪地帯、離島地域、奄美群島・小笠原諸島、半島地域の観光振興を推進する。
- (9) 良好な街並み景観、農山漁村景観、道路景観などの形成を図る事業を推進するとともに、平成 1 6 年 1 2 月に施行された景観法に基づく景観計画の策定を進める。

2 自然環境・文化遺産の保全、観光資源保護活動等

- (1) 自然公園、森林、河川・湖沼・山地流域、海、都市緑地、温泉、野生生物等の自然環境保全のための施策を推進する。
- (2) 博物館や国立劇場等の文化施設整備のための施策を推進する。
- (3) 観光週間の実施、自然保護思想の普及、文化財愛護思想の高揚、ナショナル・トラスト活動の推進、観光地における美化対策の実施など、観光資源保護活動等の推進を図る。

第 4 章 観光産業の育成・高度化に向けた取組

- 1 旅行に関する消費者保護のため、新たな旅行形態の設定、旅行業務取扱主任者制度・旅程管理研修制度の改善等を内容とする改正旅行業法（平成 1 7 年 4 月 1 日より施行）の円滑かつ適切な運用を図り、旅行における消費者保護の拡充を図ることとしている。
- 2 ホテル・旅館業については、国際観光の基盤施設である宿泊施設の整備に対し、引き続き日本政策投資銀行等からの融資を行うとともに、高齢者等の利用に配慮した宿泊施設の整備を図るため、「シルバースター登録制度」の普及に努める。
- 3 観光統計の整備については、1 7 年度において学識経験者・調査協力者等から構成する検討会を開催し、整備すべき観光統計について検討を行うなど、わが国における観光統計の高度化及び充実に向けた取組を進める。

第 5 章 交通機関等の利便の向上に向けた取組

- 1 平成 1 6 年度に東京及び大阪の地下鉄等で実施した駅のナンバリングについて、外国人の利用の多い地域を中心に更なる導入を促進する。
- 2 羽田、関西及び成田空港の機能拡充を図るとともに、国際航空路線網の充実を図るため、引き続き航空協議を進めていく。
- 3 ETC（ノンストップ自動支払いシステム）を活用した多様な料金施策を実施する。
- 4 高齢者、障害者、児童などすべての人に優しい移動空間の整備を行い、歩道段差切り下げ、無電柱化等のバリアフリー化の一層の整備促進を図る。

第6章 観光に係る安全確保のための取組

- 1 日本人海外旅行者の安全確保のため、政府公報や「海外安全ホームページ」の活用等を通じて、適切な情報提供や広報活動に取り組む。
- 2 台風・集中豪雨雪等観測予報体制の強化や気象等の情報の提供、防災情報の提供等の充実を図る。